

八幡平市長から市民の皆さまへ

～ 緊急事態宣言の期間の延長について ～

市民の皆さま及び市内事業所の皆さまには、長期にわたり感染対策を行っていただいております。誠に感謝申し上げます。

さて、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の区域について緊急事態宣言の期間が3月7日まで延長されました。これらの地域への不要不急の帰省や旅行などの往来は、引き続き自粛をお願いいたします。

それ以外でも感染が拡大している地域との往来は、慎重な判断をお願いいたします。

また、発熱や咳などの体調不良時には、かかりつけ医や「受診・相談センター(019-651-3175)」に電話相談の上、早めに医療機関を受診し、検査を受けてください。

市では、新型コロナウイルスワクチンの接種について、市民の皆さまが速やかにかつ安全に接種できるように体制を構築しているところです。

今後とも、手洗い、常時マスクの着用、換気、三密の回避などの感染対策を行い、思いやりの気持ちと冷静な行動でコロナ禍を乗り越えて、以前のように笑顔で集える日が来ることを待ちましょう。

令和3年2月18日

八幡平市新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 八幡平市長 田村 正彦